平成２５年（フ）第６９号
長野県北佐久郡御代田町大字御代田2714番地136町営住宅平和台団地Ｇ棟74号
破産者　瀧澤　富夫
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第１７９４号
札幌市白石区菊水７条３丁目６番18号　アルカディア菊水202号
破産者　村上　　力
1　破産債権の届出期間　平成26年８月８日まで
2　一般調査期日　平成26年９月16日午後１時30分
平成26年７月８日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３９３号
山梨県甲府市大里町5139番地、開始決定時の住所山梨県甲府市幸町９番20号
破産者　今澤　節子
1　破産債権の届出期間　平成26年８月８日まで
2　一般調査期日　平成26年９月19日午前10時
平成26年７月８日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２２１号
大阪市西区九条南１丁目５番11―305号、住民票上の住所大阪市西区九条南１丁目５番18―402号
破産者　岩野　照政
1　破産債権の届出期間　平成26年８月８日まで
2　一般調査期日　平成26年９月11日午後３時30分
平成26年７月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２７号
埼玉県比企郡小川町東小川２丁目23番地16
破産者　大津　禮子
1　破産債権の届出期間　平成26年８月11日まで
2　一般調査期日　平成26年10月７日午前10時40分
平成26年７月８日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１０４号
大阪府東大阪市菱屋東１丁目13番８号
破産者　有限会社ジェムスガーデン
1　破産債権の届出期間　平成26年８月12日まで
2　一般調査期日　平成26年９月16日午後３時
平成26年７月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９号
大阪市福島区海老江５丁目２番７号
破産者　株式会社東通
1　破産債権の届出期間　平成26年８月18日まで
2　一般調査期日　平成26年９月29日午後３時
平成26年７月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７号
札幌市中央区北12条西15丁目２番13号　ロイヤルハイツ桑園111号
破産者　阿部　宣憲
1　破産債権の届出期間　平成26年８月22日まで
2　一般調査期日　平成26年10月７日午前11時30分
平成26年７月８日
札幌地方裁判所民事第４部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第２０１８号
東京都豊島区池袋２丁目２番１号
清算株式会社　株式会社イイダ
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第３００２号
大阪市港区市岡元町２丁目１番６号
清算株式会社　元町建設株式会社（旧商号武智建設株式会社）
1　決定年月日　平成26年７月７日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第３０１２号
大阪府大東市新田旭町１番地
清算株式会社　浅田新株式会社
1　決定年月日　平成26年７月８日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　定義
1　本協定における協定外債権とは、以下の債権のことをいう。
①　一般の先取特権、その他一般の優先権がある債権（公租公課債権、労働債権等）
②　特別清算の手続のために清算会社に対して生じた債権
③　特別清算の手続に関する清算会社に対する費用請求権
2　本協定における協定債権とは、清算会社に対する債権のうち、協定外債権以外の債権のことをいう。
3　本協定における未確定担保権付協定債権とは、清算会社所有の不動産、その他の資産について担保権（特別の先取特権、質権、抵当権又は民事留置権を除く留置権）を有する協定債権のことをいう。
第２　協定外債権の弁済方法
本協定日の時点で未払の協定外債権、及び、本協定日以降に発生する協定外債権については、随時支払う。
第３　協定債権に対する権利の変更及び弁済方法
1　一般条項
⑴　権利の変更
ア　元本並びに特別清算開始決定日の前日までに発生した利息及び遅延損害金
協定債権のうち元本並びに特別清算開始決定日の前日までに発生した利息及び遅延損害金の合計額（以下「元本等協定債権」という。）については、協定の認可決定が確定した後、後記⑵の第２回弁済を実施する時点で、又は、後記⑵の第２回弁済を実施しない旨の通知を発した時点で、弁済後の残額について免除を受ける。
イ　特別清算開始決定日以降に発生した利息・遅延損害金
協定債権のうち特別清算開始決定日以降に発生した利息・遅延損害金については、協定認可決定が確定したときに、全額の免除を受ける。
⑵　弁済の方法
協定債権のうち元本等協定債権については、その合計額に応じて、次のとおり支払う。
ア　第１回弁済
後記３記載の協定債権者を除く協定債権者全員に対して、元本等協定債権を次の表記載の金額に区分し、それぞれの部分の金額にこれに対応する弁済率を乗じて計算した金額の合計額を、第１回弁済として弁済する。
元本等協定債権の部分　弁済率
10万円以下の部分　100％
10万円を超える部分　30％
イ　第２回弁済（追加弁済）
清算会社の全資産の換価、協定外債権の弁済、未確定の協定債権の確定により、前記⑵アに定める協定債権への弁済に必要な額を差し引いても清算会社の資産に余剰が生じる場合には、弁済費用分を控除した残額を原資として、元本等協定債権から第１回弁済金額を控除した金額を基準として按分した金額を弁済する。
なお、第２回弁済を実施する原資がない場合には、清算会社は、第２回弁済を受けることのできる協定債権者に対し、第２回弁済を実施しない旨の通知をする。
⑶　弁済の時期
ア　第１回弁済
協定認可決定が確定した日から３ヶ月後の日の属する月の末日までに、前記⑵アに定める金額を支払う。
イ　第２回弁済
以下の①から③の事項全てが完了した日から３ヶ月後の日の属する月の末日までに、前記⑵イに定める金額を支払う。
①　清算会社の全資産の換価
②　協定外債権の弁済
③　未確定の協定債権の確定
2　未確定担保権付協定債権に対する措置
担保権が行使されておらず、担保権の行使によって弁済を受けることができない債権の部分（以下「不足額」という。）が確定していない未確定担保権付協定債権については、不足額が確定したときに、前記１の定めを適用する。
但し、不足額が確定した旨の通知を受けた日に既に弁済期が到来している弁済金については、当該通知を受けた日から３ヶ月後の日の属する月の末日までに支払う。